

奈良県独自の施策「特定農業振興ゾーン」の推進

【担当省庁】 農 林 水 産 省



本県の「特定農業振興ゾーン」の取組の推進に当たり、各種補助事業による財政的支援はもとより、国からの職員派遣（人事交流）など多大なご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

奈良県における取組

○奈良県では集落営農の取組が低調

- ・小規模農家が多く、後継者の確保、耕作放棄地の解消等、課題が山積。
- ・農地の貸し渋りや共同作業の意識が低いため、集落営農の取組が低調。

○「特定農業振興ゾーン」を設定・拡大

- ・本県独自に農業振興を図るエリアとして「特定農業振興ゾーン」を設定し、各地域が抱える課題や強みを踏まえ、オーダーメイド型で施策を集中投下して、農地の集団化や多様な担い手の確保等を推進。
- ・平成30年9月に3町5地区を初めて設定し、現在は3市4町9地区まで増加。

○特定農業振興ゾーンに関する予算額の推移（R2～4）

	R2年度	R3年度	R4年度
総事業費（千円）	110,800	124,050	245,551
うち国庫財源（千円）	70,925	77,800	148,682

（※）国補正予算は次年度予算分として計上

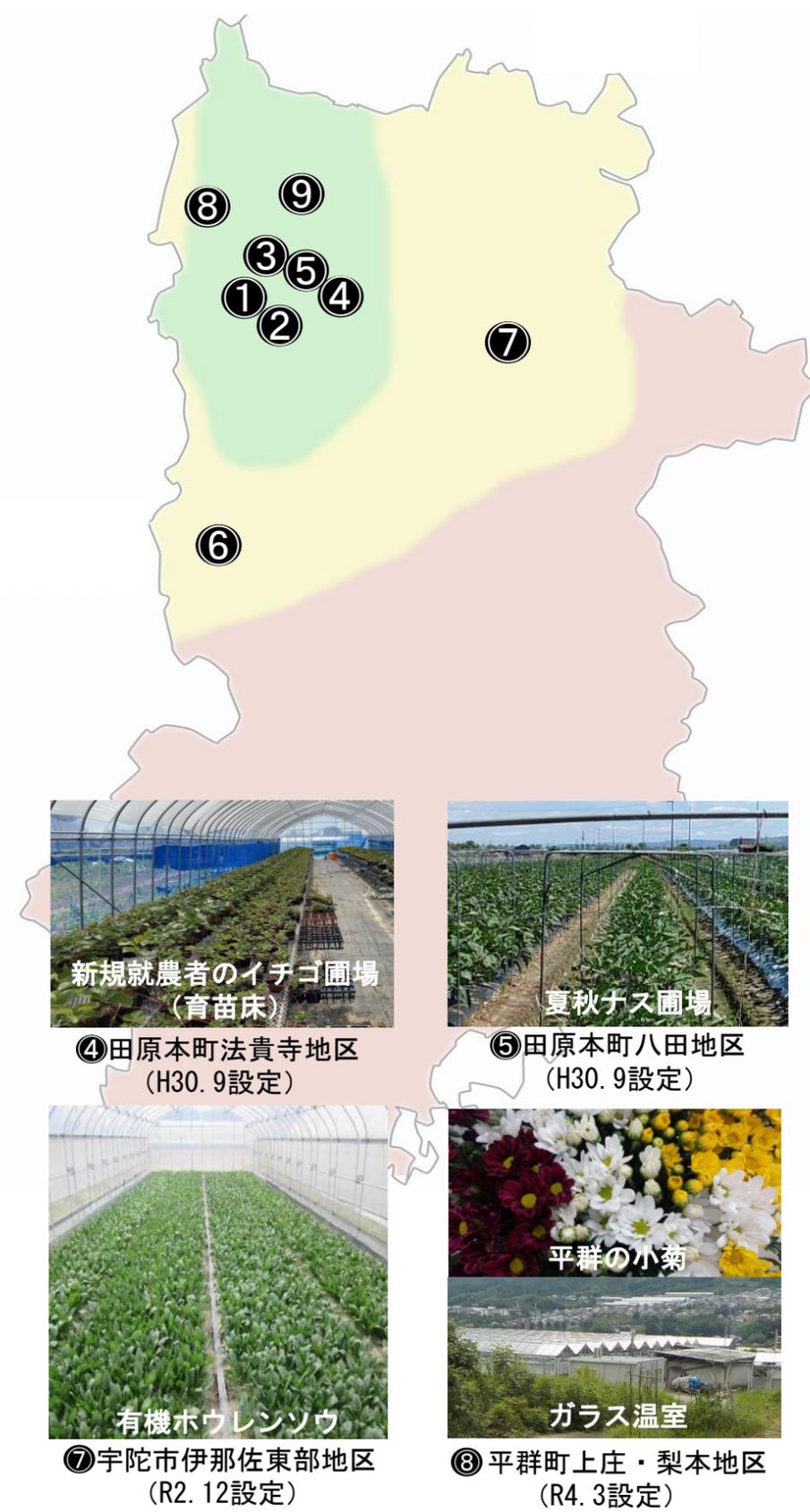
<主な事業>

- 農業中間管理機構関連農地整備事業他農業農村整備事業（R4：125,897千円）
- みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R4：12,600千円）
- 機構集積協力金交付事業（R4：4,550千円）
- 新規就農者育成総合対策（R4：3,000千円）

国にお願いすること

- 今後とも、「特定農業振興ゾーン」を継続・拡大し、県農業を牽引するモデルとするため、**ご助言、ご指導**をお願いします。
- 「特定農業振興ゾーン」の推進に当たり、きめ細かく機動的に対応できるよう、交付金化など**支援内容の充実**をお願いします。

「特定農業振興ゾーン」設定地区



イチゴ新規就農者への指導
① 広陵町寺戸地区 (H30.9設定)



夏秋ナス圃場
② 広陵町百済川向地区 (H30.9設定)



結崎ネブカ
③ 川西町下永東城地区 (H30.9設定)



青ネギ
(基盤整備後の作付イメージ)
⑥ 五條市丹原地区 (H31.3設定)



大和丸なす
⑨ 大和郡山市三橋地区 (R4.3設定)



新規就農者のイチゴ圃場
(育苗床)
④ 田原本町法貴寺地区 (H30.9設定)



夏秋ナス圃場
⑤ 田原本町八田地区 (H30.9設定)



有機ホウレンソウ
⑦ 宇陀市伊那佐東部地区 (R2.12設定)



平群の小菊
⑧ 平群町上庄・梨本地区 (R4.3設定)